

2009年5月7日 全8頁

住宅目的の贈与税減税法案、国会に提出

制度調査部
是枝 俊悟

500万円贈与税非課税枠については相続時の課税対象からも外れる

[要約]

- 2009年4月27日、内閣は、「経済危機対策」における税制改正項目について「租税特別措置法の一部を改正する法律案」を国会に提出した。
- 本レポートではこのうち住宅取得目的の贈与税減税法案について分析した。
- 現行の相続時精算課税制度も合わせて考えると、この減税法案により実際に減税を受けられるケースは、主に、①祖父母から子への贈与の場合、②相続人に相続税が課税される者の場合、③3,500万円超の生前贈与を検討している者の場合の3ケースが考えられる。
- 相続時精算課税制度を選択した場合、今回の500万円贈与税非課税枠の扱い（相続時に精算となるのか、相続時も非課税なのか）について、法案では相続時にも非課税とすることが規定されている。

(※) 本レポートは4月15日に発表した「追加経済対策・住宅目的の贈与税減税法案の分析(確報)」を、「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」の国会提出を受けて改訂したものです。法案が提出され、新制度案について新たに分かった情報についてはレポート内の赤字下線で述べています。

1. 贈与税500万円非課税枠新設案の概要

- 4月10日に、政府・与党は「経済危機対策」を発表し、その中に税制改正案が盛り込まれた。住宅取得目的の贈与税の非課税枠新設案もその案に含まれており、「需給不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援」（「経済危機対策」18ページ）を行うとしていた。
- この「経済危機対策」に基づき、内閣は「租税特別措置法の一部を改正する法律案」（以下、改正法案）を作成し、4月27日に国会に提出した。これにより、贈与税500万円非課税枠新設案の具体的なスキームが明らかになった。
- 贈与税500万円非課税枠とは、2009年1月1日から2010年12月31日までに、直系尊属から直系卑属（親から子、祖父母から子など）に住宅取得資金として贈与を行った場合、500万円まで贈与税を非課税とするものである。通常の暦年課税制度であれば、610万円（＝500万円＋110万円）まで非課税とすることができる。親から子への贈与の場合は、500万円の非課税制度と相続時精算課税を併用することができる。

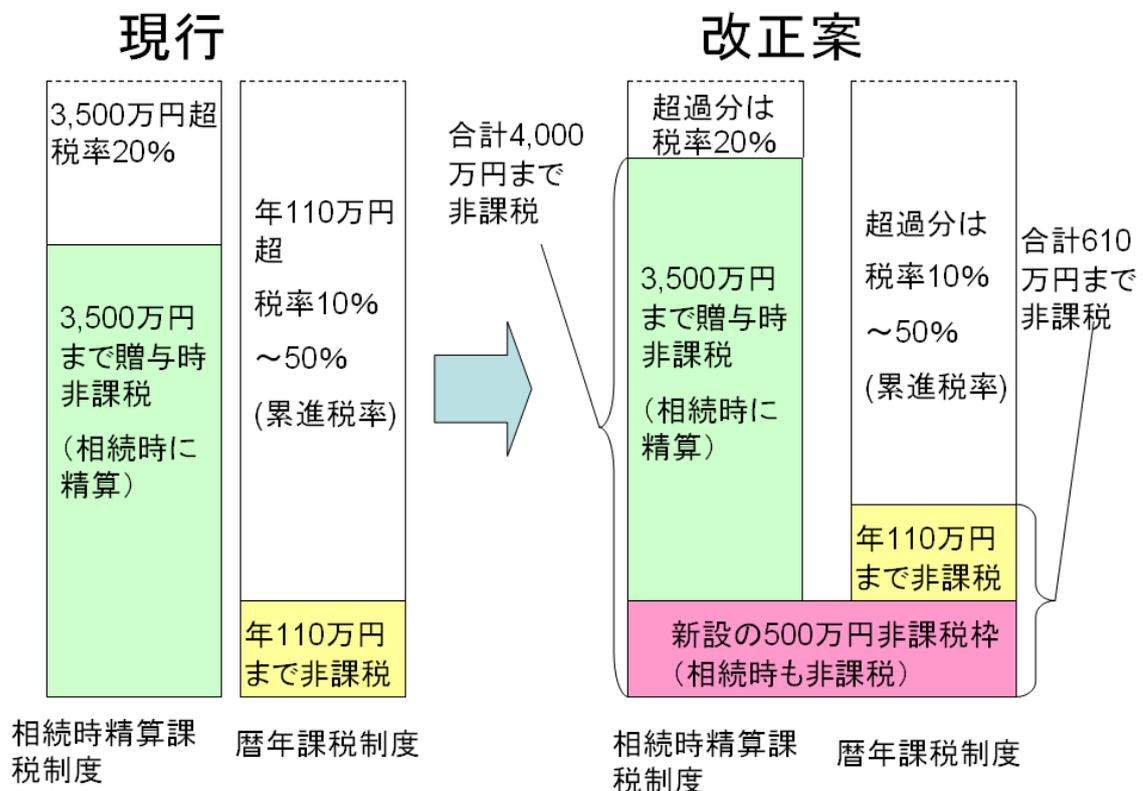
図表 1 新設の贈与税 500 万円非課税枠の概要

適用期限	2009年1月1日～2010年12月31日の贈与 (ただし、贈与年の翌年の3月15日までに入居すること)
贈与者	受贈者の直系尊属
受贈者	受贈年の1月1日において20歳以上
資金の用途	居住用住宅の新築(新築に伴う土地の購入も含む)、中古住宅の取得、増改築
非課税枠	500万円
非課税枠を超過したら	暦年課税か相続時精算課税を選択 (ただし、相続時精算課税を選択できるのは親から子への贈与のみ)

(出所)大和総研制度調査部作成

○直系尊属からの住宅取得目的の贈与の場合、まずこの非課税枠 500 万円を利用することができ、さらに現行における相続時精算課税制度(住宅取得目的の場合、非課税枠 3,500 万円)または暦年課税制度(非課税枠、年 110 万円)の非課税枠を利用することができる。したがって、相続時精算課税制度を利用する場合は合計 4,000 万円まで、暦年課税制度を利用する場合は合計 610 万円まで贈与税非課税で贈与を行うことができる。

図表 2 改正法案における住宅取得目的の贈与税減税案



(注)相続時精算課税制度を利用できるのは、親から子への贈与の場合のみである
(出所)大和総研制度調査部作成

- 改正法案により、減税が受けられる例をあげると、次のようになる。
- 祖父母から孫、親から子へ住宅取得資金 610 万円を贈与する場合、現行制度では、暦年課税を選択すると、85 万円の贈与税を支払わなければならない。しかし、改正法案が実現すると、贈与税は支払わなくてよくなる。
- 親から子へ住宅取得資金 4,000 万円を贈与する場合、相続時精算課税制度を選択すると、現行制度では、贈与時点で 100 万円の贈与税を支払わなければならない。しかし、改正法案が成立すると、贈与時点での贈与税は支払わなくてよくなる（ただし、相続時に生前贈与分と合わせて相続税を計算するが、今回新設が提案されている「贈与税 500 万円非課税枠」における贈与の分については、相続時精算課税の計算対象とならない規定が法案に盛り込まれている）。

2. どのような贈与のケースに効果があるのか

- 現在のわが国の贈与税の課税方法には、暦年課税制度と相続時精算課税制度の 2 つがある。住宅取得資金としての贈与の場合、親から子への贈与であれば相続時精算課税制度を選択することもできる。
- 住宅取得資金の相続時精算課税制度では、現行においても（暦年課税制度と比べて高額な）3,500 万円までの非課税枠があるため、今回の贈与税の減税案で実際に贈与税の減税がされるのはどのようなケースであるかは、暦年課税制度と相続時精算課税制度を合わせて検討しなければならない。

（1）贈与者と受贈者の関係

- まず、贈与者と受贈者の関係で分けると、以下の図表 3 のようになる。

図表 3 贈与税減税案による影響（贈与者と受贈者の関係による分類）

	相続時精算課税制度の適用	新設の贈与税500万円非課税枠の適用	減税案による影響
【ケース①】 祖父母から子への贈与	×	○	効果あり
【ケース②～④】 親から子への贈与	○	○	効果がある場合とない場合がある (図表4へ)
【ケース⑤】 それ以外の贈与 (兄弟間、子から親への贈与など)	×	×	効果なし

(出所)大和総研制度調査部作成

【ケース①・祖父母から子への贈与】

○祖父母から子への贈与の場合、相続時精算課税制度を利用することはできない（改正法案でもこの点を変更する規定はない）。したがって、暦年課税を利用することになるが、暦年課税の現行における非課税枠は年間 110 万円と（相続時精算課税と比べて）少なく、住宅取得資金の贈与の際に贈与税がかかる可能性が高い。改正法案では住宅取得資金の贈与について新設された 500 万円の非課税枠を使えるため、減税の恩恵を受けられる可能性が高い。

【ケース②～④・親から子への贈与】

○親から子への贈与の場合、現行においても相続時精算課税制度（の住宅取得資金の特例）を利用することができる。したがって、現行において贈与税や相続税が課税されるケースと課税されないケースに分かれる。この点については、後で詳しく述べる。

【ケース⑤・それ以外の贈与（兄弟間、子から親への贈与など）】

○直系尊属から直系卑属への贈与以外の場合（たとえば、兄弟間や、子から親への贈与など）、現行における相続時精算課税制度（の住宅取得資金の特例）も、改正法案における 500 万円の非課税枠も、どちらも利用することはできない。したがって、改正法案による影響はないこととなる。

（2）贈与額の多寡と相続税の課税対象か否か—親から子への贈与の場合

- 親から子への住宅取得資金の贈与の場合、相続時精算課税制度（の住宅取得資金の特例）を利用することができる。相続時精算課税制度を利用すると、贈与時には現行で 3,500 万円（改正法案が成立すると新設の非課税枠と合わせて 4,000 万円）までの贈与について非課税となり、それを超えた贈与額についても一律 20%の（暦年課税と比べて）低い税率が適用される。
- 相続時には相続時精算課税制度を用いた贈与額を含めて相続税の計算を行うが、そもそも死亡者のうち、相続人に相続税が課税された者の割合は 4%程度¹である。逆にいえば、96%程度の者にとっては、相続時精算課税制度を利用したとしても、生前贈与分の財産について相続時に相続税を課されることはないといえる。
- 「相続人に相続税が課税されないような者」²の場合、現行において暦年課税制度よりも相続時精算課税制度を利用する方が有利であり、改正法案が成立してもそれは変わらないと見込まれる。
- 一方で、相続人に相続税が課税される者の場合、現行において暦年課税制度と相続時精算課税制度のどちらが有利であるかは一概にはいえない。

¹ 2007 年における被相続人数は約 111 万人、このうち相続税の課税対象となった被相続人数は約 4 万 7 千人で、課税割合は 4.2%である。（国税庁「相続税の申告事績（平成 19 年分）及び調査事績（平成 19 事務年度分）」より）

² 贈与を検討している者が死亡し財産が相続されるときに、相続人に相続税が課税されないような者を指している。日本の税制において、相続税を支払う者は相続人であるが、相続税額を計算する際は、相続人が受け取った財産の額ではなく、被相続人（死亡した者）の遺した遺産総額を元に計算を行う。

○以上を踏まえ、親から子への贈与における改正法案の影響を以下の図表4の3ケースに分けて説明する。

図表4 贈与税減税案の影響（親から子への贈与の場合）

		相続人に相続税が課税されるか(※2)	
		非課税	課税(※3)
贈与を検討している財産の額	3,500万円超(※1)	【ケース②】 相続時精算課税制度を利用することが考えられるが、現行においては贈与時に贈与税が課税される。新制度案ではその贈与税が減税される。	【ケース③】 110万円超の贈与を行う場合は、減税の恩恵を受けることができる。 (ただし、暦年課税制度と相続時精算課税制度のどちらが有利であるかは状況による)
	3,500万円未満	【ケース④】 現行制度においても、相続時精算課税制度の利用で、贈与税・相続税ともに非課税である。(新制度案での影響はない)	

減税の
効果あり

(※1)3,500万円超の金融資産を保有しており、潜在的に3,500万円超の贈与が可能な世帯の割合は14%程度である(総務省家計調査による、脚注6参照)。

(※2) 贈与時と相続時で財産の価額が変わらないことを想定している。

(※3) 死亡者のうち、遺産が相続税の課税対象となった者の割合は4%程度である(国税庁の統計による)。

(出所) 大和総研制度調査部作成

【ケース②・相続税非課税、贈与財産3,500万円超のケース】

○贈与者が「相続人に相続税が課税されないような者」であって、3,500万円超の贈与を検討している場合、現行の相続時精算課税制度(の住宅取得資金の特例)を利用すると、贈与時に3,500万円超の金額に対して20%の贈与税を支払うこととなる。

○この贈与税は、(贈与時から相続時にかけて財産の価額が変わらなければ)相続時には還付されることとなり、トータルで見れば税負担はないこととなる。しかしながら、一時的とはいえ贈与税の負担があることは、相続時精算課税制度を利用する際に障害となっていることが考えられる。

○改正法案が実現すれば、新設の500万円非課税枠と合わせて4,000万円まで非課税となるため、3,500万円超4,000万円以下の贈与の場合は贈与税が非課税となるし、4,000万円超の贈与の場合でも贈与税が100万円(500万円×税率20%)軽減される。

○なお、通算で3,500万円超の贈与を検討している者であれば、必ずしも2010年までに3,500万円超を贈与する場合でなくても（例えば、まず2009年に1,500万円の贈与、2011年以降に2,500万円の贈与を検討している場合など）、減税の恩恵を受けられると考えられる³。

【ケース③・相続税が課税されるケース】

○相続人に相続税が課税される者の場合においては、贈与税のみでなく相続時における相続税も含めてどの制度を利用するか検討する必要がある。

◆110万円以下の贈与を行う場合

○110万円以下の贈与を行う場合は、現行においても暦年課税制度を選択すれば非課税で贈与を行うことができる。この場合は改正法案による影響はない。

◆110万円超500万円以下の贈与を行う場合

○住宅取得資金として110万円超500万円以下の贈与を行う場合ならば、改正法案における500万円非課税枠だけで足りる（そもそも課税価格が存在しない）ので、暦年課税制度を利用するか、相続時精算課税制度を利用するか選択する必要はない。

○現行制度では暦年課税制度を利用すれば110万円超の贈与には課税される一方、相続時精算課税制度を利用すると3,500万円以下の贈与は贈与時非課税であるが、その分は相続税の計算対象となる。新制度の500万円非課税枠の分についてはどちらを選ぶか選択する必要がなく贈与税も相続時の相続税も非課税となるので、減税の恩恵を受けることができる。

◆500万円超の贈与を行う場合

○500万円超の贈与を行う場合は、暦年課税を選び年110万円の非課税枠を利用するか、相続時精算課税を選び通算で3,500万円の非課税枠を利用するかを選択が問題となる。この場合、どちらが有利であるかは一概にはいえない。しかしながら、どちらの制度を利用するにせよ、減税の恩恵を受けられる可能性は高い。

○住宅取得資金として暦年課税制度を利用した場合、改正法案では合計610万円までの贈与について非課税とすることができ、その分については相続財産から切り離されるため、相続時の相続税を減らせることとなる。

³ 相続時精算課税制度を利用する際、今回の改正法案における、2年間限定の住宅取得資金の非課税枠分(500万円)は、一般の非課税枠分(2,500万円)や、現行の住宅取得資金の特例非課税枠分(1,000万円)より優先して使えるもの考えられる。したがって、まず2009年に住宅取得資金として1,500万円を贈与する際に、2年間限定の住宅取得資金の非課税枠分(500万円)と現行の住宅取得資金の特例非課税枠分(1,000万円)を使っておいて、2011年以降に残りの一般枠として2,500万円を非課税で贈与する……というようなことが可能であると考えられる。

- 現行制度では610万円の贈与を行うと85万円の贈与税が課税されるが、改正法案では非課税となるため、減税の効果は大きい。610万円以内（かそれを少し超える程度）の贈与であれば、改正法案においては暦年課税制度を利用した方が有利となる可能性が高い。
- 610万円を大きく上回る額の贈与を行う場合は、改正法案が成立した後においても暦年課税を選択すると多額の贈与税がかかるため、相続時精算課税制度を利用した方が贈与時点での税額は抑えられる。
- 相続時精算課税制度を利用した場合は、原則として生前贈与分の財産は相続時に相続税の課税対象となるが、改正法案における500万円の非課税枠分については相続時精算課税の計算対象とならないことが規定されている。したがって、500万円分については相続財産から切り離され、相続時の相続税を減らせることとなる。
- ただし、相続時精算課税制度を利用すると、その分については贈与時に評価額が確定してしまうため、相続時に財産の価値が下がった場合も贈与時の評価額により相続税を計算しなければならなくなったり、その後暦年課税制度を利用できなくなったりする等のデメリットもあるため、どちらが有利であるかは一概にはいえないこととなる。

◆ケース③のまとめ

- 以上をまとめると、ケース③の相続人に相続税が課税される者の場合においては、110万円超の贈与を行うならば、新制度による減税の恩恵を受けることができる。500万円以下の贈与ならば暦年課税制度か相続時精算課税制度かを選択する必要はない。500万円超の贈与の場合、どちらが有利か状況に応じて選択しなければならない。

【ケース④・相続税非課税、贈与財産3,500万円未満のケース】

- 贈与者が「相続人に相続税が課税されないような者」であって、3,500万円未満の贈与を検討している場合、現行においても、相続時精算課税制度を利用すれば贈与税は非課税であり、相続時における相続税の問題もない。したがって、新たな500万円の非課税枠が創設されることによる影響はないこととなる。

3. まとめ

- 以上の分析をまとめると、住宅取得目的の贈与税の非課税枠の新設により、実質的に減税となり、住宅取得資金援助が促進されるのは、①祖父母から子への贈与の場合と、親から子への贈与においては、②相続人に相続税が課税される者の場合と③3,500万円超の生前贈与を検討している者の場合、の主に3ケースと考えられる。

- 一方で、親から子への贈与であっても、相続税が課税されるだけの資産もなく 3,500 万円未満の贈与を検討している場合は、現行においても非課税であるので減税によるメリットはない。また、直系尊属から直系卑属への贈与以外（兄弟間や、子から親への贈与など）の贈与の場合には、改正法案における特例を利用することができない。
- 日本経済新聞によると、今回の税制改正による予算の規模は他 2 つの税制改正案（中小企業の交際費課税の軽減、研究開発税制の拡充）と合わせて年間 650 億円規模⁴と報じられており、1,770 億円規模⁵の減税としている 2009 年度税制改正における住宅ローン減税の拡充・投資型減税の新設と比べて小規模とするようである。
- 3,500 万円超の金融資産を保有している世帯の割合は 14%程度⁶あり、潜在的には改正法案の影響が及ぶ範囲はそれなりに存在する。この減税案によりどの程度、高齢者の金融資産の活用が促されるかは、3,500 万円超の金融資産を保有する世帯（及びその金融資産の贈与を受ける世帯）のニーズにかなった住宅が供給できるかにかかっているのではないだろうか。

⁴ 4月7日付日本経済新聞夕刊1面より

⁵ 財務省「平成21年度税制改正の要綱の概要」による

⁶ 総務省「家計調査年報(平成19年度版)」によると、2人以上の世帯のうち金融資産の保有高が3,000~4,000万円である世帯が6.7%、4,000万円超である世帯が10.5%であるため、金融資産の保有高が3,500万円超の世帯の割合は、13.9%程度(10.5%+6.7%の半分)と推計される。